

SEIREI CHRISTOPHER UNIVERSITY

2019 年度履修要項

聖隷クリストファー大学

I 聖隷クリストファー大学の概要

1. 聖隷の起こり

20 世紀の初頭、結核は不治の伝染病として人々に忌み嫌われ、結核に罹患した人は不当な差別を受けていました。1930 年、浜松在住の長谷川保をリーダーとするクリスチャンの青年たちが、家族から見放され、行き場を失い、絶望的になっている結核患者に手をさしのべました。青年たちは小さな病舎を建て結核患者を看取り、寝食を共にして身体面だけでなくこころのケアも行いました。病舎は青年たちの手で無償無私の奉仕により建てられ、「ベテル・ホーム」（ヘブライ語で「神の家」という）と名づけられました。

さらに 1949 年、聖隷保養農園の園長であった長谷川保は、第二次世界大戦に敗れ荒廃した日本の復興には青少年の教育が大切であるという信念のもとに聖隷学園の源流である「遠州キリスト学園」を開設しました。当初は三方原の農村の青年たちに物理や化学、英語、絵画、歴史、聖書などの啓発教育がなされ、それはアカデミックなものだったといわれます。学園の校舎もベテル・ホームと同様に保養農園の青年たちの奉仕によって建てられました。

聖隷は、このような「ベテル・ホーム」と「遠州キリスト学園」を源流として、社会のニーズを先取りしながら、現代社会における保健医療、社会福祉、教育という重要な三者の一体的な発展を遂げ今日に至っています。聖隷の事業の発展は、保健医療・社会福祉の分野において日本では他に類をみないといわれています。

2. 聖隷学園のあゆみ

1949 年(昭和 24 年)、青少年の啓発のために開設した「遠州キリスト学園」の教育精神は、①科学的関心を養う②何事についてもなぜかと問う姿勢をもち、考える力を養う③他人と共同で使うところは清潔・整頓に心がける④キリスト者として、理性で解決できないことも受容する心を養うことでした。

以後、聖隷学園はキリスト教精神を基盤にして、社会の動向を見据え、人々のニーズを先駆けて捉えながら発展し、保健医療・社会福祉・教育の分野に有能な人材を育ててきました。1978 年に開設した「福祉医療ヘルパー学園」は 1987 年に「社会福祉士および介護福祉士法」が制定される呼び水になりました。また、聖隷クリストファー看護大学は、日本における 12 校目の看護大学として、1992 年に開設されました。

看護、リハビリテーションならびに社会福祉の大学院博士後期課程、博士前期課程の三研究科および三学部から成る「聖隷クリストファー大学」への発展の経過は以下のとおりです。

1949(昭和24)年	各種学校遠州キリスト学園開設
1952(昭和27)年4月	聖隷准看護婦養成所開設
1959(昭和34)年4月	聖隷准看護婦養成所を聖隷准看護学園と改名
1966(昭和41)年4月	学校法人聖隷学園設立 聖隷学園高等学校（衛生看護科）開設
1969(昭和44)年4月	聖隷学園浜松衛生短期大学衛生看護科(2年課程)開設(入学定員100名)
1974(昭和49)年4月	聖隷学園浜松衛生短期大学第一衛生看護科(3年課程)増設 (入学定員50名) 2年課程を第二衛生看護科とする。 聖隷学園高等学校は衛生看護科から普通科に移行
1977(昭和52)年4月	聖隷学園浜松衛生短期大学第一衛生看護科定員増認可(入学定員100名)
1978(昭和53)年4月	福祉医療ヘルパー学園開設
1980(昭和55)年4月	聖隷学園浜松衛生短期大学専攻科助産学特別専攻開設(入学定員15名)
1988(昭和63)年4月	福祉医療ヘルパー学園を発展的に解消し、聖隷介護福祉専門学校を開設

I 聖隷クリストファー大学の概要

1992(平成 4)年4月	聖隷クリストファー看護大学開設(入学定員100名)
1995(平成 7)年3月	聖隷学園浜松衛生短期大学第二衛生看護学科を廃止
1995(平成7)年 4月	聖隷学園浜松衛生短期大学第一衛生看護学科を看護学科に名称変更
1998(平成10)年4月	聖隷クリストファー看護大学大学院看護学研究科看護学専攻 (修士課程)開設
2001(平成13)年4月	聖隷学園高等学校を聖隷クリストファー高等学校に名称変更
2002(平成14)年4月	聖隷クリストファー看護大学に社会福祉学部増設(入学定員95名) 聖隷学園浜松衛生短期大学看護学科は看護短期大学部に名称変更 大学は看護学部、社会福祉学部、看護短期大学部の三学部になり、校名を 聖隷クリストファー大学に変更
2003(平成15)年3月	聖隷介護福祉専門学校を発展的に解消し、社会福祉教育は社会福祉学部 に継承
2004(平成16)年4月	聖隷クリストファー大学にリハビリテーション学部増設(入学定員80名) 聖隷クリストファー大学大学院社会福祉学研究科(修士課程)増設 聖隷クリストファー大学看護学部定員増(入学定員140名)
2006(平成18)年3月	聖隷クリストファー大学看護短期大学部看護学科を廃止
4月	聖隷クリストファー大学大学院リハビリテーション科学研究科(修士課 程、定員10名)増設
2007(平成19)年3月	聖隷クリストファー大学看護短期大学部専攻科助産学特別専攻を廃止し、 大学助産学専攻科(定員15名)に移行
2008(平成20)年4月	聖隷クリストファー大学社会福祉学部にこども教育福祉学科増設(入学定 員40名) 聖隷クリストファー大学大学院博士後期課程保健科学研究科(入学定員10 名)開設
2009(平成21)年4月	聖隷クリストファー中学校開設
2011(平成23)年4月	聖隷クリストファー大学社会福祉学部を社会福祉学科(入学定員40名)、 臨床介護福祉学科(入学定員40名)及びこども教育福祉学科に改編 聖隷クリストファー大学リハビリテーション学部を理学療法学科(入学定 員30名)、作業療法学科(入学定員30名)、言語聴覚学科(入学定員25名) に改編 聖隷クリストファー大学大学院を看護学研究科、リハビリテーション科学 研究科、社会福祉学研究科の各博士前期課程・博士後期課程に改編 聖隷クリストファー大学附属クリストファーこども園開設
2014(平成26)年3月	聖隷クリストファー大学大学院博士後期課程保健科学研究科廃止、各研 究科博士後期課程に移行
2016(平成28)年4月	聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校開設

I 聖隷クリストファー大学の概要

3. 聖隷グループの あゆみ

1930年に始まったベテル・ホームの活動は、1936年に聖隷保養農園、1942年には農園の付属病院開設へと発展しました。当時、実践されていた看護は、①三方原の自然環境を活かした療養環境の調整、②科学的根拠を踏まえた個々の患者の生活援助、③病いや死の受容への援助でした。これらの看護は、この時代欧米で結核患者に実践し大きな成果をもたらしていた英国人医師提唱の「肺病療養法」を看護に携わった人たちが勉強し考えた方法によるものでした。第二次世界大戦直後から、国民の社会福祉や医療への要望に応じ訪問看護、医療社会事業が開始されました。

当時としては画期的であったこのような活動は、戦後のわが国の保健医療・社会福祉の分野における先駆的な事業へと受け継がれています。

社会福祉の分野では、わが国の特別養護老人ホームの基礎を築き老人福祉法の制定へと導いた「浜松十字の園」、有料老人ホームの先がけとなった「浜名湖エデンの園」などがあります。また障害児入所施設「三方原スクエア児童部」、障害者支援施設「三方原スクエア成人部」、重症心身障害児(者)施設「聖隷三方原病院 聖隷おおぞら療育センター」、身体障害者療護施設および救護施設の「聖隷厚生園」、児童福祉施設の保育園など多方面にわたって社会福祉施設を開設し活動しています。

医療の分野においては、わが国最初のホスピスをもつ聖隷三方原病院、わが国で初めて新生児地域医療システムを備えた聖隷浜松病院など県下有数の総合病院として地域医療の中心的な役割を果たしています。また「聖隷予防検診センター」、「聖隷健康診断センター」を開設し、地域住民の健康の維持・増進、疾病予防の推進活動をしています。さらにわが国の急速な高齢社会に対応して、訪問看護ステーション、ヘルパーセンター、デイサービスセンター、ケアプランセンター等による訪問看護・介護事業や通所介護・居宅介護支援事業が積極的に行われています。

現在、聖隷グループは全国に300余りの施設をもつ日本最大の医療・福祉集団に発展し、保健医療・社会福祉の分野で多岐にわたって活動を展開しています。大学がある浜松においては、地域住民の信頼を得て保健・医療・福祉分野における事業の重要な役割を果たしています。

このように聖隷グループは、キリスト教の精神を基盤にして、医療、福祉、教育の分野の人々がお互いに補い、協調しながら発展してきました。聖隷学園は、聖隷グループの一員として、保健医療・社会福祉活動の担い手となる人材を長年にわたって育成しています。

I 聖隷クリストファー大学の概要

4. 大学名「聖隷クリストファー」の由来

聖隷クリストファーは「聖隷」と「クリストファー」の2つのことばからなり、いずれもイエス・キリストにちなんだ意味がこめられています。

「聖隷」とは「聖なる神の奴隷」を意味しています。新約聖書ヨハネによる福音書第13章には、最後の晩餐のとき主イエスは「夕食の席から立ち上がって上着を脱ぎ、手ぬぐいをもって腰に巻き、それから水をたらいに入れて弟子たちの足を洗い…」とあります。当時人の足を洗うのは奴隷の仕事でしたが、キリストは行動をもって弟子たちに最後の教えを示しました。聖隷学園を創設した長谷川保をはじめとする青年キリスト者たちは、この教えを自分たちの理想の生活と考え、聖なる神の奴隷として生きようと決意し、自らを「聖隷」と呼びました。これが「聖隷」の語源です。

「クリストファーChristopher」は、「キリストを運ぶもの・担うもの」という意味で、3世紀半ば頃の半伝説的殉教者の名前です。クリストファー伝説は、6世紀以後主にライン川流域に広がり、いまなお欧州各地において多くの関心と尊敬を集め語り継がれています。伝説によれば、川の渡し守が、嵐の夜、小さい男の子が向こう岸に渡りたいというので、肩車をして渡すと川中で次第に重くなり、やっとの思いで向こう岸に着いたということです。岸についてみると、それはキリストであったといひます。「重くなった」ということに二つの意味があるといわれています。一つは、この世の人々の苦しみ、悲しさの総量をあらわします。二つには、夜の早瀬や深みを渡るとき、自分より重いものを荷わなければ、自分自身も流れにのみこまれてしまう、ということです。以後キリスト教の精神を担うことの高貴さを表す名称となり、ヨーロッパ諸国に広まりました。

長谷川保は、病気に苦しむ人、障がいをもった人、お年寄りの不安や苦痛、悲しみを理解し、クリストファーがキリストを背負ったように、これらの人々を大事にケアする人が育って欲しいとの願いから「聖隷クリストファー」と命名しました。

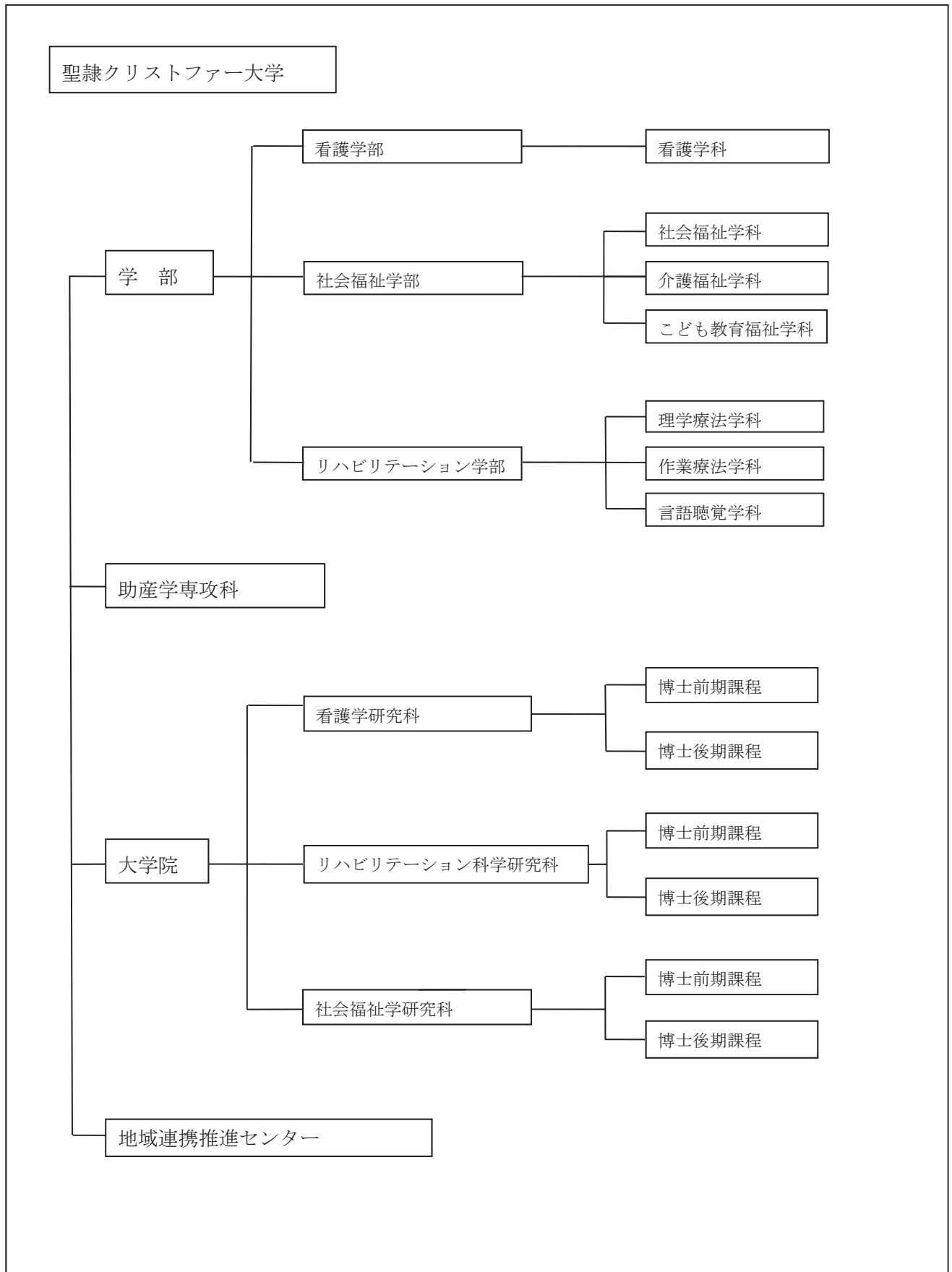
5. 大学のシンボルマーク



大学のシンボルマークの外側の二重円は、最後の晩餐のとき主イエス・キリストが弟子たちの足を洗った「たらい」を表しています。内側の三つの円は、聖隷グループが使命とする医療（赤）、教育（青）、福祉（緑）を象徴しています。中央の十字架はキリスト教を示し、聖隷のすべての事業が、キリスト教の精神によって行われていることを示しています。

この図案は、故アルバート・アットウエル博士（アメリカ人 1978～1981年聖隷学園に奉職）により1980年に聖隷のシンボルマークとして考案されました。

6. 大学の構成



Ⅱ 建学の精神と大学の教育理念

1. 建学の精神

聖隷学園は創立以来、キリスト教精神に基づく「隣人愛」を建学の精神としています。

「隣人愛」とは、新約聖書の、「心を尽くし、精神を尽くし、思いを尽くしてあなたの神である主を愛しなさい」、「隣人を自分のように愛しなさい」ーマルコによる福音書 12 章 30-31 節ーに示された精神です。聖隷クリストファー大学はこの建学の精神を継承し、学生の皆さんが保健医療・社会福祉分野における専門的な知識や技術を修得し、「隣人愛」に基づく実践ができる専門職になることを願って教育しています。

○大学基本聖句(フィリピの信徒への手紙 第1章9節～11節)

わたしはこう祈ります。知る力と見抜く力とを身に着けて、あなたがたの愛がますます豊かになり、本当に重要なことを見分けられるように。そして、キリストの日に備えて、清い者、とがめられるところのない者となり、イエス・キリストによって与えられる義の実をあふれるほどに受けて、神の栄光と誉れをたたえることができるように。

2. 大学の教育理念

聖隷学園は創立以来、キリスト教精神に基づく「生命の尊厳と隣人愛」を建学の精神としてきました。聖隷クリストファー大学の理念もこの精神を継承しています。学則第1条に「本学は、キリスト教精神による生命の尊厳と隣人愛に基づき人格を陶冶すると共に、広い知識と深い専門の学芸を教授・研究し、保健医療福祉分野の看護、リハビリテーション及び福祉の専門職業人を育成して、人類の健康と福祉に寄与することを目的とする」とあります。

すなわち、看護・リハビリテーション・福祉、それらの関連諸学問の知識・技術と愛の精神とが統合された人間教育を理念の基本としています。

各学部教育目標は、共に人を対象とし生活の援助・支援を行うことから人間の理解と、個人を尊重し個人とその生活環境のニーズを総合的に判断し、援助する基礎的能力及び自己啓発能力を養い専門職としての育成を図ることです。

Ⅲ 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

全学の学位授与の方針（DP）

聖隷クリストファー大学は、建学の精神であるキリスト教精神による「生命の尊厳と隣人愛」に基づいた保健医療福祉および教育分野の専門職を育成することを教育の基本理念とし、この理念に基づき、看護学部、社会福祉学部、リハビリテーション学部それぞれの教育目的を定めています。

各学部は、教育目的に則した教育課程および卒業の資格を定めるとともに、以下に掲げる事項を共通基盤とする到達目標を定めます。

卒業においては、各学部の教育課程に学び、各学部が掲げる到達目標に到達することを目標とし、卒業に必要な所定の単位数を修得した者に対し卒業を認定し、学位を授与します。

1. 建学の精神である「生命の尊厳と隣人愛」に基づいた高邁な精神と豊かな教養に裏付けられた倫理観を身につけている。
2. 専門分野の基本的な知識・理論を体系的に修得している。
3. 様々な価値観や立場、意見を尊重した対人関係力と論理的表現力を身につけている。
4. 専門分野や関連諸学の学識を用いて、課題を探究・設定し、多面的に考察することができる。
5. 専門分野の知識・理論や技能を総合的に活用し、課題を解決する実践力を身につけている。
6. 自らの専門性とその責務を自覚し、多職種と連携・協働することができる。
7. 地域および国際社会のニーズを捉え、専門職として自己研鑽することができる。

IV 教育・学修

1. 教育課程

大学設置基準に、「大学は、学部及び学科または課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする」と定められています。本学各学部の教育課程の特徴は、建学の精神である「隣人愛」を中核とし、保健医療福祉の分野における看護、リハビリテーション及び福祉の専門職業人の育成をめざして、編成されていることです。

教育課程は専門教育科目と基礎科目からなり、専門教育科目は学部の目的・目標に応じて構成されています。これから学ぼうとする教育課程とその特徴、構成、履修の方法等については、該当する学部、学科のページを読んでください。ここでは全学部に通ずる教育課程について説明します。

2. 共通科目

本学の教育全体の基盤となる基礎的な科目として、三つの学部の学生がともに履修する共通科目を置いています。共通科目は、聖隷の理念と歴史、キリスト教科目群で構成する「建学の精神」について学ぶ科目群 5 科目、学士力を培う、学びの基盤となる科目で構成する「自然・人間・社会」について学ぶ科目群 24 科目、国際化と地域連携に関わる科目で構成する「国際・地域」について学ぶ科目群 20 科目で構成されており、科目名は下記のとおりです。（英語Ⅲは各学部において特有の英語を学ぶ科目となります。）

<建学の精神について学ぶ科目群>

キリスト教概論	キリスト教人間論	キリスト教の歴史
キリスト教倫理	聖隷の理念と歴史	

<自然・人間・社会について学ぶ科目群>

哲学	文学	心理学
倫理学	女性学	生活福祉文化論
レクリエーション概論	音楽	健康スポーツ論
健康スポーツ実践	スポーツⅠ	スポーツⅡ
法学	日本国憲法	経済学
教育学	社会学	現代コミュニティ論
文化人類学	生物学	日本語表現法
情報処理 A	情報処理 B	キャリアデザイン

<国際・地域について学ぶ科目群>

英語Ⅰ	英語Ⅱ	英語Ⅳ
英語Ⅴ	英語Ⅵ	中国語
外国語（放送大学）	海外研修	ブラジル文化と言語
現代の国際社会	国際支援入門	
国際支援アクティブラーニングⅠ	国際支援アクティブラーニングⅡ	
地域ケア連携の基礎		
地域実践アクティブラーニングⅠ	地域実践アクティブラーニングⅡ	
地域実践アクティブラーニングⅢ		
ボランティア論	ボランティア演習	大学間交流授業

IV 教育・学修

3. セメスター制

本学では、1つの学年を4月～9月の春セメスター（前期）と10月～3月の秋セメスター（後期）という2つのセメスター制を採用しています。このため、一人の学生についていえば、4学年全体は第1～第8の8つのセメスターからなります。原則として1科目は1セメスターで終了しますが、実習科目や卒業研究等についてはこの限りではありません。

セメスター制の特徴には、共通科目等を春セメスターにも秋セメスターにも開講することにより、科目選択の幅が広がり、また不合格となった科目の再履修も可能となる場合があります。

一方、授業には一部休業期間等を利用し集中講義形式で行われる科目があります。

4. 単位と授業時間・授業回数

本学の教育課程は単位制を採用しています。単位制とは、卒業要件を取得単位数で表す制度です。ここで単位とは、学修の質と量の基準を一つのまとまりとして表すもので、科目ごとに単位数が決められています。1単位の授業科目は45時間分の学修を必要とすることが大学設置基準に定められており、この時間には教室での授業時間のほか事前・事後の自己学習の時間が含まれ、それぞれの授業において、随時、授業時間外に行う課題が出されます。

本学が学則に定める1単位当りの授業時間は、講義と演習については15～30時間、実験・実習・実技については30～45時間です。

2単位30時間の講義科目の場合、教室での授業回数は15回（15コマ）、1単位15時間の講義科目の授業回数は8回としています。

5. 授業時間帯

授業時間帯は下表のとおりです。

月・火・木・金曜日の7時限目と水曜日の6時限目には通常の授業は入りません。補講などが入る場合があります。

月・火・木・金曜日の昼休みは、時間割により3時限目または4時限目になります。

水曜日の3時限目は礼拝の時間となっており授業は入りません。そのため水曜日は他の曜日と授業時間が異なりますので注意してください。

授業時間帯

月・火・木・金曜日		水曜日・（土曜日）	
1時限目	8：50～10：10	1時限目	8：50～10：10
2時限目	10：25～11：45	2時限目	10：25～11：45
3時限目	11：55～13：15	（昼休み）	11：45～13：00
4時限目	13：25～14：45	3時限目	13：00～14：20
5時限目	15：00～16：20	4時限目	14：35～15：55
6時限目	16：35～17：55	5時限目	16：10～17：30
（7時限目）	18：05～19：25	（6時限目）	17：40～19：00

IV 教育・学修

6. 時間割

授業の時間割は、セメスターごとに教務事務センターのホームページに掲載しています。

7. 授業時間・教室の変更、休講

- (1) 授業時間・教室の変更、休講は、「掲示板」に掲載されるほか、当該科目の履修登録者でメールの転送設定をしている学生には携帯電話にも配信されます。
- (2) 休講の掲示がないにもかかわらず、授業開始後 30 分以上経過しても担当教員が入室しない場合は、教務事務センターに連絡し、その指示に従ってください。
- (3) 交通ストライキ、悪天候(台風)などにより交通機関(遠州鉄道バス)が停止した場合、また静岡県西部地方または愛知県東三河地方に暴風警報(大雨、洪水警報のみの場合は除く)が発令された場合は休講になります。ただし、気象条件の悪化等により、通学が困難となることが事前に予測される場合は、警報の発令によらず、前日に休講を決定することがあります。詳しくは「キャンパス・ライフ」を参照してください。
- (4) 大規模地震の警戒宣言が発令された場合は、「キャンパス・ライフ」に記載されている措置がとられます。

8. 補講

授業は時間割に基づいて進められていきますが、休講などの事情により、講義の進行が予定よりも遅れた際には、「授業予備日」もしくは「月・火・木・金曜日の 7 時限目、水曜日の 6 時限目」等に補講を行うことがあります。補講の日時・教室などについては掲示により通知します。

9. 欠席の届出

- (1) 父母、祖父母、兄弟姉妹の忌引きや事故で欠席する場合
忌引き、公の証明書のある事故などによる欠席は、出席として扱います。「公欠願」を教務事務センターへ提出してください。
- (2) 病気その他のやむを得ない事由により授業を 1 週間以上欠席する場合
科目担当教員へ自分で事前(または事後)に申し出て、「欠席届」を教務事務センターへ提出してください。なお、長期に欠席しなければならない場合は、アドバイザー、学生サービスセンターに連絡をしてください。

10. インフルエンザ等による出席停止

インフルエンザ、麻疹(はしか)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)などの学校感染症と診断された場合は、学校保健安全法の定めにより出席停止となります。

① 授業期間：電話で健康管理センターまたは教務事務センターに連絡する。

試験期間：電話で教務事務センターに連絡する。

実習期間：実習担当教員に連絡する。

上記以外：電話で教務事務センターに連絡する。

② 感染の恐れがないと医師が認めるまで出席停止とする。

③ 完治し出席を再開する際に「治癒証明書」を教務事務センターに提出する
(実習期間中は実習担当教員の指示に従う)。

※出席停止となった授業は公欠にはなりませんが、本人の不利益にならないよう大学の方針に基づいて科目責任者、実習指導担当教員が追実習等その措置を判断します。

IV 教育・学修

11. 受講態度について

私語、居眠り、授業への遅刻、授業中の離席など受講態度に問題のある学生が、履修者の多い科目等において大きな問題となっています。大学に入学した目的を常に意識し、目的達成のために真摯な態度で受講してください。

<私語>

ここ数年の在学生・卒業生を対象とした満足度調査の結果によると、非常に多くの学生が授業中の私語に対し不満を訴えています。本学では授業を担当する専任教員・非常勤講師が私語のない授業の工夫に努めています。私語が他の学生に対しいかに迷惑であるか、他の学生の学習する権利を侵害しているか、自分の学習にとっていかにマイナスであるかを自覚し、授業に臨んでください。

授業は学生と教員が共に創っていくものです。学生と教員が共に協力してより良い授業環境を整えていきましょう。

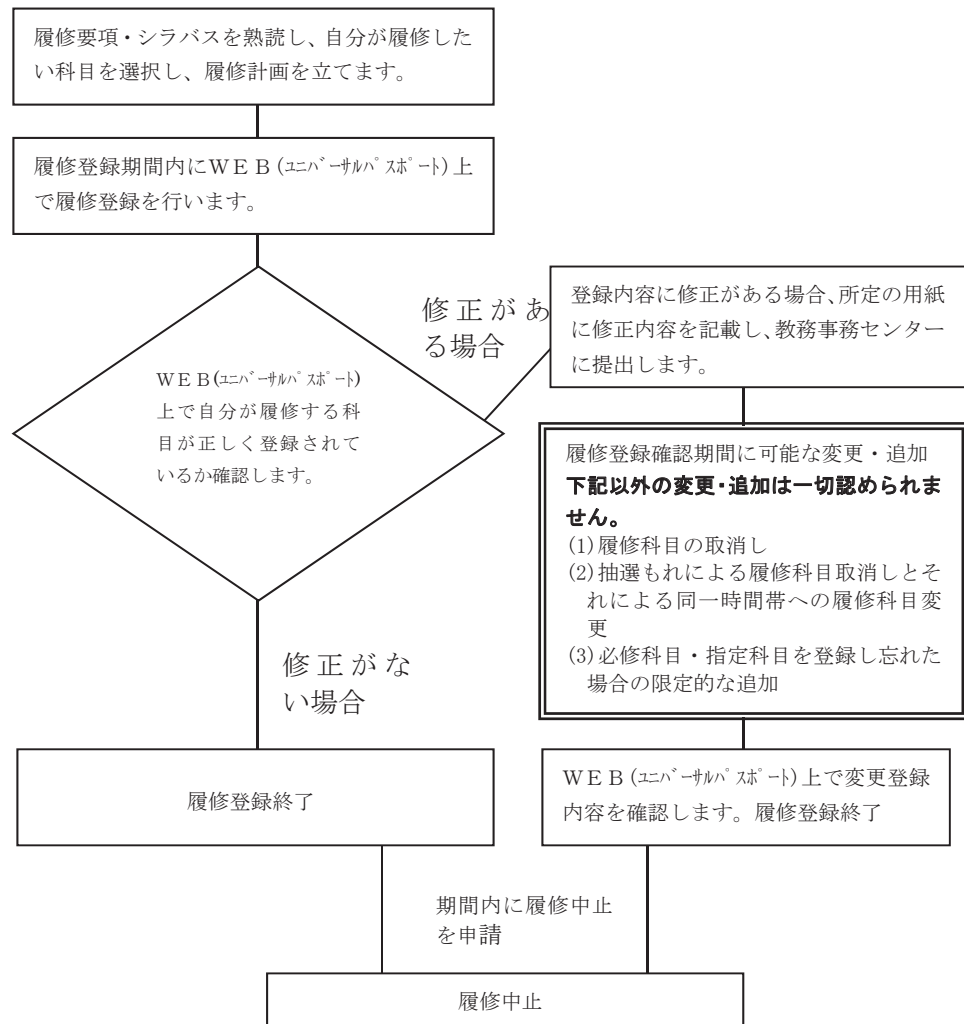
12. 授業中や実習中の事故・けが等

授業中や実習中に自分がケガをしてしまった、他人にケガを負わせてしまった、備品等を壊してしまったなどの場合は、保険の対象になることがありますので、必ず学生サービスセンターに連絡してください。

13. 履修登録と履修中止

科目を履修し単位を取得するためには、各自が履修科目を選択し、自己の責任において履修登録を行う必要があります。履修の届け出は、授業の出席や単位認定に関わる試験など、科目履修の前提となる重要な手続きです。登録手続きの手順に沿って、期日に遅れることのないよう手続きを行ってください。履修登録の手順や日程など詳細については、春セメスターに行われる「履修登録ガイダンス」で説明しますので、必ず出席してください。

IV 教育・学修



履修登録に関してわからないことがある時は、教務委員の先生やアドバイザー、教務事務センターに相談してください。履修登録をしていない科目については試験を受けることができず、単位を修得できません。必ず期日までに履修登録を完了してください。

「履修中止」とは、選択科目の授業を受けてみたところ、授業内容が勉強したいものと違っていた場合や、授業についていけるだけの知識が不足していた場合など、そのままでは単位を修得することが難しく、不合格となることでGPAが不必要に下がることを防止するため、一定期日までに手続きをすれば履修を中止することができる制度です。

14. キャップ制

学部ごとに、セメスターもしくは学年ごとの履修登録単位数の上限を定めています。履修登録期間中は上限を超えて履修登録することが可能ですが、履修中止期間までには上限内に単位数がおさまるよう科目を選択しなければいけません。

1) 適用除外科目

キャップ制には、適用除外科目を設定しています。適用除外科目の単位は上限単位数の算定に含まれません。共通科目における適用除外科目は以下のとおりです。

IV 教育・学修

<国際・地域について学ぶ科目群>

海外研修

国際支援アクティブラーニングⅠ

地域ケア連携の基礎

地域実践アクティブラーニングⅠ

地域実践アクティブラーニングⅢ

ボランティア演習

国際支援アクティブラーニングⅡ

地域ケア連携演習

地域実践アクティブラーニングⅡ

学部における適用除外科目がある場合、学部の履修要項に掲載しています。

2) 上限緩和

前セメスターの GPA が 3.0 以上の学生は、上限単位数を 2 単位超えて登録することができます。

15. 受験資格

試験の受験資格は以下の要件すべてを満たした者に対して与えられます。

- (1) 所定の期間内に履修登録を完了していること。
- (2) 各科目の実授業時間数の 3 分の 2 以上出席していること。
(実習については別の定めによります。)
- (3) 授業料の滞納がなく、休・停学中でないこと。

履修した科目の受験資格は、所定の期間（おおむね試験期間初日の 1 週間前から）に教務事務センターのホームページで確認することができます。

16. 試験の種類

試験には、**定期試験**、**追試験**、**再試験**があり、筆記試験、実技試験、面接試験、またはレポートによって行われます。また、平素の学修状況、定期試験以外で授業時間内に行われる試験、あるいは論文によって替えることもあります。

追試験、再試験の願い出の手続きは決められた期日までに本人が行います。手続きには試験料（1 科目につき 1,000 円）が必要です。手続き時に受験票を発行するので、必ず受験時に携帯してください。

定期試験

各学期(セメスター)末の定期試験期間に行われる試験です。

定期試験期間は巻末の学年暦を参照

追 試 験

下記の理由により定期試験を欠席した学生に対して行う試験です。原則として当該科目の試験開始以前に教務事務センターに連絡を行った者を対象とします。

欠席理由	提出する証明書等
天災その他の非常災害	被災証明書
交通機関の突発事故	事故証明書
負傷または疾病	医師の診断書
二親等内の親族の死亡による忌引き	会葬礼状等
その他特別な事情	理由書

再 試 験

不合格となった学生に対して行われることがある試験です。教務事務センターに所定の手続き（「再試験受験願」を提出）を経て受けることができます。

17. 試験の時間

定期試験は原則として 60 分で行われます。

IV 教育・学修

18. 受験心得

受 験 心 得

- ①学生証を机上の見えやすい所に置く。学生証を忘れた場合は、教務事務センターで当日限り有効の仮学生証の発行を受ける。
- ②あらかじめ席が指定されている場合は、指定の席で受験する。席が指定されていない場合は、試験監督者の指示に従う。
- ③試験開始後 25 分以内の遅刻者には入室を許可する場合がある。
- ④机上には、学生証と筆記用具のみを置き、それ以外のもの（ペンケース・下敷きを含む）は、かばんに入れ、かばんの口を閉じた上で椅子の下にしまう。
ただし、
 - ・持ち込み・閲覧物が認められている試験の場合、許可されたものを机上に置くことができる。
 - ・時計を机上に置くことはできるが、携帯電話を時計がわりに使用することはできない。
- ⑤試験開始後 30 分を経過した後は退室を認められる場合がある。一旦退室した後は、その科目の試験終了まで再入室できない。
- ⑥途中退室の際は、答案を裏返しにして机上に置く。
- ⑦途中退室も含め、退室時には必ず学生証を持って退出する。
- ⑧退室の際、答案を試験室外に持ち出した場合、当該科目は不合格となるので注意する。
- ⑨回収指示の出ている問題用紙を持ち帰らないよう注意する。
- ⑩途中退室後、試験室の静穏な環境を乱さないよう、静かに待機する。
- ⑪その他
試験を欠席せざるをえない事態が生じた場合には、必ず当該試験の開始以前に教務事務センターに連絡する。（Tel 053-439-1433）

19. 試験における不正行為

不正行為を行った学生に対しては、当該学期のすべての授業科目の単位を認定しません。試験における不正行為に関する規則には、「不正行為とは不正な手段によって試験を受け、または受けさせる行為をいい、例示すると、おおむね次のとおりである」と定めています。

- (1) 他人に受験させ、または受験を依頼すること
- (2) 試験時間中に試験内容に関する記載・記録のある物品（試験場における配布物及び持ち込み・閲覧が認められた物品を除く。）を見ること（いつでも容易に見ることができる状態を意図的に作り出す行為を含む。）
- (3) 試験時間中に試験内容に関する記載・記録のある物品（試験場における配布物及び持ち込み・閲覧が認められた物品を除く。）を他の学生に見せること（いつでも容易に見ることができる状態を意図的に作り出す行為を含む。）
- (4) 試験時間中に他の学生の解答用紙の記載内容を書き写すこと
- (5) 試験時間中に他の学生に対し問題用紙・解答用紙の記載内容を見せること
- (6) 試験時間中に他の学生と試験内容に関して情報をやりとりすること
- (7) 試験がレポートにより行われる場合に、他人の文章（他の学生等が作成したもの、文献やインターネット上のもの等）を自分が作成したものと偽り、または出典を明示せずに提出すること

上記のほか、試験監督者の注意にもかかわらずその指示に従わない場合、その他公正な試験の実施を阻害すると認められる行為をした場合に不正行為とみなすことがあります。詳しくは、「聖隷クリストファー大学試験における不正行為に関する規則」を確認してください。

20. 配慮の必要な学生への対応

特別な事情により学生が定期試験の際に配慮を希望する場合は、原則として Semester 開始から 1 ヶ月以内に教務事務センターに申し出てください。

IV 教育・学修

21. 単位の認定

授業科目の単位の認定は以下に行われます。

- ① 履修しようとする科目について履修登録をする。
- ② 授業科目を履修する。
- ③ 授業科目責任者がシラバスに示してある「評価方法」に基づく成績評価の結果により所定の単位を認定する。

入学前の既修得単位の認定、他の大学等における授業科目の履修等及び大学以外の教育施設等における学修の単位認定については、「P. 17～18」を読んでください。

22. 成績の評価

成績評価はS、A、B、C、Dの5段階で行い、D評価は不合格とします。

定期試験と追試験の評価基準は、100点満点の場合、S：90点以上、A：80点以上、B：70点～79点、C：60点～69点、D：60点未満です。シラバスに記載された到達目標をどの程度修得できているかを以下の基準で判断して評価します。再試験の評価基準は、C：60点以上、またはD：59点以下のみで、S、A、Bの評価はありません。

D (59点以下)	C (60～69点)	B (70～79点)	A (80～89点)	S (90～100点)
最低限のレベルに到達していない。	到達目標の達成には努力が必要だが、最低限のレベルには達している。	到達目標は達成していないが、理解度は高い。	到達目標をほぼ達成している。	到達目標を越えたレベルに達している。

一度修得した科目の評価は取り消すことができません。

D評価となった科目の単位を取得するためにはその科目を再履修しなければなりません。

再履修とは、取得することができなかった単位を取得する必要がある場合に、次セメスター以降に改めて履修登録を行い、履修することをいいます。

23. 成績の通知

成績の発表は、春セメスター開講科目は秋セメスター開始時、秋セメスター開講科目については次年度の春セメスター開始時に成績表を配布して行います。

成績表を受け取った際に、履修登録していたにもかかわらず科目の成績表示がない場合は、すみやかに教務事務センターに問い合わせてください。

24. 保護者への成績表の開示

保護者に対して学習の状況をお知らせするために、春セメスターと秋セメスターを合わせた成績表を年に1回郵送します。郵送の時期は次年度の4月下旬頃です。その他、毎年夏から秋に学部ごとに開催する保護者懇談会に出席の保護者には、希望により成績表を開示して学習状況の説明をしています。

保護者への成績表の開示・送付については、個人情報保護の観点から、保護者と学生本人の了解のもとに行うことになっています。保護者と学生の双方またはいずれかがそれを望まない場合には保護者に対して開示・送付はしません。

保護者との相談の結果、送付を希望しない場合は、申出書に保護者・入学予定者連署でその旨記入の上、教務事務センターに提出してください。入学ガイドへの同封書類のほか、申出書の様式は教務事務センターにあります。申出書が提出されない場合は、保護者に対して成績表を開示・送付することに同意したものと取り扱います。

IV 教育・学修

25. 成績評価等に関する調査願制度

履修している科目の成績評価等（試験の評価・評価方法、受験資格、再試験、追試験など成績評価及び評価に関わる事項）に関して質問・疑義等がある場合には、科目担当の先生等から説明を受けることができます。

成績評価等に関して質問や疑義等がある場合には、まずは科目担当の先生（科目担当者が非常勤講師の場合には教務事務センター）に確認を行ってください。確認をしてもなお質問や疑義等があり、成績評価等に関する調査を希望する場合には、「成績評価等調査願に関する申し合せ」（関連規程 P. 160）に従い調査手続きをとることができます。

手続きについては、教務事務センターに申し出てください。

26. GPA 制度

本学では、GPA（Grade Point Average）制度を導入しています。GPA 制度は、学習の質を評価する成績評価として諸外国でも用いられており、合格した科目だけでなく、不合格や履修放棄の科目も成績算出対象となるのが大きな特徴です。従って学生のみなさんは自分の履修（登録）に対して、より真剣に取り組むことが求められます。

GPA 制度の導入により、学生のみなさんが自分の目標に向かい科目履修を行なう中で、自身自身の成長をしっかりと把握し、学習意欲の向上へと結びつくことを期待しています。

1) GPA 算出方法

$$GPA = \Sigma (GP \times \text{その科目の単位数}) / \text{総履修登録単位数 (不合格科目含む)}$$

$$GP = (TS - 55) / 10 \quad TS : \text{科目の点数}$$

- ・ 点数が 60 点未満になった科目は GP=0
- ・ 再試験で合格となった科目は GP=0.5

2) GPA 算出から除外する科目

以下の科目は、GPA の算出から除外されます。

- ・ 共通科目

「聖隷の理念と歴史」

「ボランティア論」「ボランティア演習」

- ・ 初年次教育科目

看護学部：「基礎講座」「基礎演習」

社会福祉学部：「基礎演習Ⅰ」「基礎演習Ⅱ」

リハビリテーション学部：「基礎演習」「リハビリテーション職種間連携の基礎」

- ・ 地域ケア連携に関する科目

「地域ケア連携の基礎」「地域ケア連携演習」

IV 教育・学修

27. 放送大学との 単位互換による 単位認定

(学則第 36 条)

本学は放送大学と単位互換協定を締結しており、放送大学が開設する授業科目を履修して修得した単位が本学の単位として認められます。対象となる科目は、語学科目です。詳細は、春セメスター、秋セメスターそれぞれの履修者募集の掲示に注意してください。また、興味のある学生は教務事務センターで確認することができます。

28. 大学以外の教育 施設等における 学修の単位認定

(学則第 37 条)

大学以外の教育施設等における学修や文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなして単位を認定する場合があります。

<英語>

以下の検定機関の与える資格に対して英語科目の単位を認定します。

認定する科目は共通科目の英語Ⅰ・Ⅱです。科目を指定して申請してください。

検定試験の種類	資格	認定科目	認定単位
実用英語検定	準1級以上	英語Ⅰ・Ⅱ *認定を希望する 科目を指定して申 請する	2単位
	2級		1単位
国際連合公用語 英語検定	B級以上		2単位
	C級		1単位
TOEFL	IBT61 以上		2単位
	IBT45 以上		1単位
TOEIC	600 以上		2単位
	500～599 以上		1単位

※「TOEIC」は、公開テストのほか IP テストも含みます。

<スポーツ>

文部科学省の認定を受けた社会体育指導者の知識・技能審査事業により認定された資格で、高等学校卒業後に取得した資格を対象とします。

対象となるスポーツ技術

- (1) 競技スポーツ
- (2) 野外活動に関するスポーツや自然体験などに関わる身体活動、社会的活動
- (3) 生涯スポーツやそのスポーツに関わる社会的活動

IV 教育・学修

29. 既修得単位の認定 (学則第38条)

既修得単位とは、本学入学以前に卒業または在学した他の大学、短期大学、専修学校専門課程及び本学の科目等履修において修得した単位を指します。その単位を、本学教育課程の科目の単位として、審査により認定することがあります。

前記 27. 28. 29. に関わる単位認定は、合計 60 単位までです。単位認定を希望する学生は、所定の期間内に必要書類を添え願ひ出てください。個別に審査します。

	春セメスター認定分	秋セメスター認定分
大学以外の教育施設等における学修および検定機関が与える資格の認定	4月のオリエンテーション、ガイダンス期間中	8月末まで
既修得単位の認定	入学年度4月オリエンテーション、ガイダンス期間中	入学年度の8月末まで

30. 卒業要件

本学の卒業資格を得るためには、学則に定められているとおり、修業年限(4年)以上在学し卒業認定に必要な単位を修得しなければなりません。

卒業に必要な単位の内訳等詳しいことは、該当する学部の項を参照してください。

Ⅳ 教育・学修

31. 資格取得

本学の特徴は、卒業後、保健医療福祉の専門職として活躍することができる登録資格や免許状または国家試験受験資格を卒業時に取得できることです。資格には、卒業要件を満たすことで取得が可能な資格と資格取得のために履修登録を行って計画的に履修を行わなければならないものがあります。該当する学部の資格に関する履修要項を注意深く読み、オリエンテーションを受けてください。

取得可能な資格は、学部により以下のとおりです。

学 部	学 科	資 格
看護学部	看護学科	看護師国家試験受験資格
		保健師国家試験受験資格
		養護教諭 1 種免許状
		養護教諭 2 種免許状
社会福祉学部	社会福祉学科	社会福祉士国家試験受験資格 精神保健福祉士国家試験受験資格 スクールソーシャルワーカー
	介護福祉学科	介護福祉士国家試験受験資格 社会福祉士国家試験受験資格
	こども教育福祉学科	保育士登録資格 幼稚園教諭 1 種免許状 小学校教諭 1 種免許状
	学部共通	社会福祉主事任用資格 児童指導員任用資格 初級障がい者スポーツ指導員
リハビリテーション学部	理学療法学科	理学療法士国家試験受験資格
	作業療法学科	作業療法士国家試験受験資格
	言語聴覚学科	言語聴覚士国家試験受験資格